

令和6年度 第21回

病院経営戦略会議報告

日 時 令和7年3月4日（火） 13時00分～13時31分
場 所 3階講堂会議室1・2
出席者 朝見院長、池田副院長、金子副院長、馬場副院長、原看護部長、西田保健衛生局理事、細沼保健衛生局総合調整幹、堀越病院経営部長、坂口病院総務課長、三上病院施設管理課長、富田病院財務課長、増田医事課長、小林情報管理室長、田中患者支援センター副所長
事務局 病院総務課 天本

内 容

◎坂口病院総務課長

【協議事項】

（看護師の特定行為にかかる管理体制の変更について）

- これまで当院では、看護師の特定行為研修にかかる指定研修施設に向けた検討と特定行為研修修了者の院内での活動体制について、看護師特定行為管理運営委員会において協議を進めていた。
- 令和7年2月26日に開催された医道審議会（看護師特定行為・研修部会）において、指定研修機関の指定について協議され、令和7年4月に開講する研修機関として当院が指定される見込みとなった。
- 特定行為研修の研修計画や受講者決定や修了認定については、研修責任医師を含めた委員会を組織して協議する必要があり、研修修了者の活動体制については、活動する部署や特定の特定行為を中心に協議を重ねていく必要があるので、指定研修機関の指定日をもって、現行の看護師特定行為管理運営委員会を2つに分け、効果的な協議を進めていきたいと考えている。
- 研修計画の作成、受講状況の管理及び研修修了の評価等を行うため「看護師特定行為研修管理委員会」を、研修修了者の特定行為の管理及び院内での活動体制等を協議するため「看護師特定行為運営管理委員会」をそれぞれ設置することについて、ご協議いただきたい。
- 構成員については、研修管理委員会は院長を筆頭に、運営管理委員会は副院長を筆頭にそれぞれ選任し、事務局はともに病院総務課で行うことを想定してい

る。

→本件については、案のとおりとすることに決定する。（朝見院長）

◎三上病院施設管理課長

【報告事項】

(チラー修繕(エネルギーセンター棟)に伴う通行止めについて)

- ・エネルギーセンター棟屋上チラーの修繕に伴いクレーン車を配置するので、通行止めが発生する。
- ・チラーは空調関連の機械で、屋上に30個くらい設置されているがそのうちの一部の修繕を行うもの。
- ・3月8日（土）に1日かけて作業を行うが、作業中はエネルギーセンター棟の前の道路が通行止めとなるので、誘導員を配置し案内を行う。

→予想されていた修繕か。（池田副院長）

→経年劣化による修繕なので、当然予想されており、施設修繕の予算の範囲内で対応可能。（病院施設管理課長）

◎富田病院財務課長

【報告事項】

(2月補正予算議案の主な質疑について)

- ・2月19日（水）に開催された予算委員会において、補正予算議案の審査が行われた。
- ・病院事業会計に関する議案については、日本維新の会さいたま市議団の堀川議員より質疑があった。
- ・明日5日は予算委員会において、令和7年度の当初予算の審査が行われる。委員会には院長、看護部長にもご出席していただく。

→今年度の未収金はもっと多いはずだが、貸倒引当金繰入額が3,000万円になる理由は何か。（池田副院長）

→令和6年度を例にすると、令和6年度の決算の時点での未収金は、令和7年度から見ると前年度未収金となるが、この時点ではまだ破産更生債権にはならない。令和8年度になった段階でまだ未収が続いているれば、それが破産更生債権となり、同額を貸倒引当金として引き当てこととなるので、1年ずれて計上される。（病院財務課長）

◎増田医事課長

【報告事項】

(がんゲノムプロファイリング検査の算定について)

- ・がんの診療において遺伝子検査を行って治療法を決めていく際の検査。
- ・当院は、がんゲノム医療連携病院であり、次世代シーケンシングを用いた検査を、第三者認定を受けた衛生検査所に委託している。
- ・院内の体制が整い、施設基準を満たしたので届出を行ったもの。
- ・診療報酬上は3月1日から算定開始となっている。

(医師事務作業補助体制加算1(25対1)の算定について)

- ・1月までは20対1の区分で算定していたが、職員が1人退職したことにより基準を満たせなくなったので、25対1の届出を行った。
- ・現在、採用活動を続けており、新たに対象の職員が採用されればまた20対1を満たすので、その際は速やかに届出を行いたい。
- ・3月1日より算定を開始する。
→人が増えたら区分はすぐ戻るのか。(朝見院長)
→毎月1日までに届出をすると当月から、2日以降に届出をすると翌月から算定される。(医事課長)

(急性期看護補助体制加算(50対1)の算定について)

- ・2月までは25対1の区分で算定していたが、看護補助者の配置数を満たすことができなくなったため、50対1の区分で届け出を行った。
- ・12月と1月で入院患者が増えたことにより、必要な配置数を満たすことができなくなった。その後は入院患者数が少し落ち着いたが、退職する看護師の関係で配置できる数が少なくなってしまい、引き続き25対1の基準は満たせない見込み。
- ・3月1日より算定を開始する。
→看護師の数が同じ場合だと、患者の数が減ってくれれば、再度25対1の要件を満たせるのか。(朝見院長)
→看護補助者の数が対象となるが、日勤の看護師のうち、7対1の配置基準を超えている場合は、超えた人数を看護補助者とみなすことができる。みなしの看護師数を考えると、4月以降は25対1の要件を満たすと思われるが、看護補助者が少ないということが根本的な問題である。(看護部長)

◎小林情報管理室長

【報告事項】

(令和5年度病院年報の発行について)

- ・年報が完成し、2月25日に他院等に発送した。院内については、今年度は紙ではなく、電子カルテの中に入れて、皆様にデータで見ていただくよう変更したい。次回の各部連絡会議で周知していく。

◎西田保健衛生局理事

- ・感染症情報。1月、2月は感染性胃腸炎が非常に目立った。先週のデータで定点当たり15.82と、例年と比べてもかなり多い数字となっているので、院内でもご注意いただきたい。